

報道機関 各位

情報提供日	2018年(平成30年)12月20日
問い合わせ先	明石市議会議会局議事課(杉町)
	078-918-5060(直通)内線2340

「明石市議会基本条例」の改正案について意見を募集します

このたび、明石市議会活性化推進委員会において検討している明石市議会基本条例の改正案がまとまりました。明石市議会基本条例は、議会の基本理念や活動原則など市議会の基本となる事項を定めたものです。この改正案は、議会の災害対応についての章を追加し、災害時の議会のあり方を定めようとするものです。

つきましては、市民の皆様から明石市議会基本条例の改正案に対するご意見を下記のとおり募集いたします。

記

1 募集期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月21日(月)必着

※郵送の場合は期間内消印有効

2 意見の募集方法

(1) 意見をいただく様式は任意ですが、必ず住所、氏名、年齢及び「明石市議会基本条例の改正案への意見」であることをご記入ください。

なお、市内にお住まいでない方からのご提出につきましては、市内に勤務・通学などの明石市との関わりの記載が必要です。

(2) 次のいずれかの方法で、明石市議会議会局まで募集期間内にご提出ください。

①持参 明石市議会議会局(明石市役所議会棟3階)
(8時55分～17時40分受付。土日祝日を除く)

②郵送 〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市議会議会局議事課宛

③FAX 078-918-5112

④メール gijika@city.akashi.lg.jp

※電話や口頭による方法は不可

3 資料の配布場所

- ・明石市議会議会局(明石市役所議会棟3階)
- ・行政情報センター(明石市役所本庁舎1階)
- ・各市民センター
- ・あかし総合窓口
- ・市議会ホームページ(<http://www2.city.akashi.lg.jp/gikai/>)

4 意見の取り扱い

- ・いただいたご意見は、改正案をまとめる際の参考にします。
- ・ご意見に対し個々の回答は行いません。
- ・募集期間終了後、ご意見の概要とご意見に対する市議会の考え方を、個人情報を除いて市議会ホームページで公表します。

「明石市議会基本条例」の改正案について

1 改正の目的及び背景

明石市議会では、平成29年度より議会活性化推進委員会において、議会の基本理念や活動原則を定めている明石市議会基本条例の内容についての検証を行っています。その中で、平時から災害を想定して災害対策規定を整備しておくことが望ましいこと、また、災害時における議会としての行動規範や体制について規定すべきとの意見が出され、同委員会での議論の結果、議会基本条例に新たに災害時の議会のあり方について定めることとしました。

なお、本条例の理念に基づき、具体的な議会・議員の活動及び役割に関しては、災害発生時の対応要領と行動マニュアルを別途定めます。

2 改正の内容（条文案）

「明石市議会基本条例」に下記の条文を新たに加えます。

本市において災害が発生した場合に、議会として行政と協力して適切かつ迅速な対応を行い、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害からの復旧に寄与するため、災害発生時の体制整備及び議会の役割について定めるものです。

○議会の災害対応

（1）災害発生時の体制の整備

議会は、災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、市長等と協力し、災害発生時における議会としての体制の整備に努めるものとする。

（説明）

暴風、豪雨、地震、津波等の自然現象や大規模な火事、爆発等の「災害」発生時に被害の拡大防止に努め、市民の生命・身体・財産を守り、市民生活の平穏を確保できるよう災害発生時の議会としての体制を整えるという『基本理念』を定めるものです。

(2) 災害発生時の議会の役割

- ①議会は、災害が発生したときは、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算が迅速に執行できるよう議会運営に努めるとともに、必要に応じて、市長又は国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たす。
- ②前項に規定する場合において、議会は、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。
- ③議長は、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催する。

(説明)

災害発生時に、市民が早期に元の生活に復帰できるよう、議決機関として、必要な予算を迅速に議決するなどの議会運営に努めるとともに、市長や国・県等の関係機関と連携して積極的に被災者の支援及び災害からの復旧に積極的に尽力するという『議会の役割』について定めています。

議会として、明石市災害対策本部と連携して市内の被災状況を調査し、市民の意見・要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長や関係機関に対し提案・提言・要望等を行うこととしています。

災害発生時、又は災害発生の恐れがある場合には、議長が、議員の安否確認や災害情報の収集・整理、市災害対策本部との相互の情報提供等を行うため、議会内の協議、調整等を行うための会議を開催することとしています。

3 施行予定日

平成31年4月1日